

クラス・アクションに関する論点

○ 判決効(手続保障の問題)

- ・ 代表者による訴訟追行及び手続除外の通知・公告により判決効が拡張されることの理論的根拠をどのように考えるか(裁判を受ける権利についてどのように考えるか)。
- ・ クラスの範囲をどのように定めるか(判決効が拡張される外延をどのように確定するか)。

○ 個別事情と損害賠償額の認定

- ・ 事案にもよるが、個別の事情(行為の違法性、因果関係、損害額、過失相殺の有無等)を審理することにならざるを得ないケースが多くあるのではないか。
- ・ 抽象的に損害賠償額を認定するとした場合、我が国の損害賠償請求制度と整合的に理解することができるか。

○ 分配

- ・ 個々の被害者の権利を確定する手続が必要になるのではないか。そうした場合、いずれかの時点で被害者による申請手続が必要になると考えられるが、授權に基づき訴えを提起することと比較した場合のメリットは何になるか。

○ その他

- ・ どのような類型の事案を想定すべきか。
- ・ 請求額による限定も検討する必要があるのではないか。
- ・ 和解の規律をどうするか。
- ・ 訴え提起時には請求額を特定できないことが考えられるが、その場合、仮差押えなどの保全手続についてどのように考えるべきか。
- ・ 主体として何が適切か(消費者の代表者か、適格消費者団体か、行政機関か、その他か)。
- ・ 裁判所の裁量が相当大きな制度と考えられるが、このような役割を果たすことを裁判所に求めることが、我が国の司法制度上、適切か。